

岩手県木造建築アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の公共建築物や商業施設など中大規模建築物等における木造化や内装木質化を進め、もって県産木材利用を促進するため、建築主等に対し木造建築物の設計や県産木材調達等に係る専門家を派遣する岩手県木造建築アドバイザー派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 岩手県木造建築アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、知事の依頼に基づき、木造建築物の設計、木材の調達等に係る専門的助言を行うものとする。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、次のいずれかの要件を有している者の中から知事が委嘱する。

- (1) 木造建築物の設計や構造等に関する知識・経験を有する者
- (2) 木材調達や木材加工に関する知識・経験を有する者
- (3) その他、知事が必要と認める者

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から1年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(守秘義務)

第5条 アドバイザー又はアドバイザーであった者は、その業務の遂行上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的で使用してはならない。

(経費の負担)

第6条 知事は、予算の範囲内において、アドバイザーの派遣に要する経費を負担する。

(補則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、岩手県木造建築アドバイザー派遣事業の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月26日から施行する。